

第4章 施策の展開

基本目標 1 介護予防・健康づくりの推進と社会参加の促進

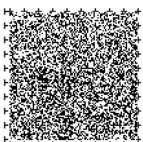
第7期計画の振り返り

■これまでの取組

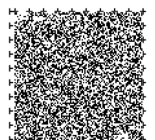
基本目標1における具体的な取組として、自主的な介護予防活動の取組や地域の住民主体のつどいの場づくりを支援するため、「岩出げんき体操応援講座」の実施、「岩出げんき体操」と「シニアエクササイズ」の自主グループ活動の育成・継続に努めました。

また、高齢者が気軽に集える場として、高齢者交流事業（ゆったりカフェ）を実施しました。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止による外出自粛に伴う活動量の低下に対応するため、自宅で安全に運動ができるよう岩出げんき体操簡易版「シニア、さくっと運動」の動画を市の公式サイトやYouTubeで公開したり、チラシを作成し全戸配布しました。

目標(事業内容、指標等)				実績(実施内容)			
介護予防教室(運動・認知症予防・栄養)				介護予防教室(運動・認知症予防・栄養)			
	H30	R1	R2		H30	R1	R2
実参加者数(人)	70	70	70	実参加者数(人)	51	60	10
				シニアエクササイズ教室	25	30	0※1
				認知症予防教室	15	18	10
				栄養改善教室	11	12	—※2
岩出げんき体操応援講座				岩出げんき体操応援講座			
	H30	R1	R2		H30	R1	R2(見込)
実施回数(回)	10	5	5	実施回数(回)	3	2	0
岩出げんき体操サポーター養成研修				岩出げんき体操サポーター養成研修			
	H30	R1	R2(見込)		H30	R1	R2(見込)
修了人数(人)	—	35	28	修了人数(人)	—	35	28
				※ R1 から実施			
				※1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止			
				※2 R1 で栄養改善教室は終了			



目標(事業内容、指標等)				実績(実施内容)			
「岩上げんき体操」自主グループ活動				「岩上げんき体操」自主グループ活動			
	H30	R1	R2		H30	R1	R2(見込)
活動数(か所)	18	24	30	活動数(か所)	11	13	14
				うち新規立ち上げ数(か所)	3	3 ^{※3}	1
				自主グループ活動参加者数(人)	153	163	178
				参加率(%) ^{※4}	1.25	1.31	1.41
				※3 R1は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2か所延期 ※4 参加実人数/65歳以上人口(各年度3月末時点)			
「シニアエクササイズ」自主グループ活動				「シニアエクササイズ」自主グループ活動			
	H30	R1	R2		H30	R1	R2(見込)
活動数(か所)	15	16	17	活動数(か所)	17	18	18
				うち新規立ち上げ数(か所)	2	1	0
				自主グループ活動参加者数(人)	283	301	225
				参加率(%) ^{※5}	2.32	2.41	1.79
				※5 参加実人数/65歳以上人口(各年度3月末時点)			
介護予防講演会				介護予防講演会			
	H30	R1	R2		H30	R1	R2
実参加者数(人)	100	110	120	実参加者数(人)	110	69	81
高齢者交流事業(ゆったりカフェ)				高齢者交流事業(ゆったりカフェ)			
	H30	R1	R2		H30	R1	R2
延参加人数(人)	225	235	245	開催回数(回)	12	10	0 ^{※6}
				延参加人数(人)	244	232	0
				※6 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止			



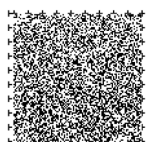
■課題

- 岩出げんき体操自主グループ活動数については、年々活動数は増えているものの、自主活動の継続が困難なグループが出てきているため、今後もフォローアップ事業による活動の継続支援が必要です。また、新規に自主的な通いの場づくりを希望する団体や活動のリーダーとなる人材の確保が困難なため、引き続き、岩出げんき体操サポーター養成研修を実施し、新規立ち上げや既存の自主グループの活動支援ができる人材を育成していく必要があります。
- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や他課と連携し、フレイル予防と併せて岩出げんき体操の普及啓発を行い新規立ち上げにつなげていくことが求められています。
- シニアエクササイズ自主グループ活動については、体操指導と体力測定のフォローアップを行ってきましたが、介護予防につなげていくための効果検証が行えていなかったため、今後は経年比較を行い効果検証していくことが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染症予防のためには、地域の通いの場への積極的な参加が今後も難しい状況が考えられることから、自宅等において個人で運動等の介護予防に取り組むために、運動動画（YouTube）を活用する等、効果的な支援を検討していく必要があります。



QR コード

スマートフォン等で読み取ってください。運動動画「シニア、さくっと運動」の情報を見ることができます。

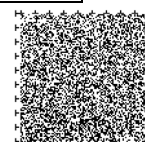


(1) 主体的かつ継続的な介護予防の推進

効果的な介護予防活動を展開していくためには、行政が実施する介護予防教室だけでなく、住民自身が主体となり身近な地域において自主的・継続的に介護予防活動に取り組むことが重要となります。

地域における主体的な介護予防活動を促進し、介護予防を通じた住民主体の通いの場づくりや、介護予防への「関心」を「実践」につないでいけるよう支援していきます。

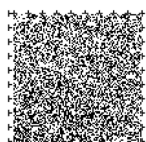
取組の方向	主な内容
介護予防の普及・啓発	<p>運動機能向上教室(シニアエクササイズ教室)や認知症予防教室などの各種介護予防教室を通じて、高齢者に介護予防の重要性を啓発するとともに、介護予防の具体的な取組方法に関する正しい知識・情報の提供に努めます。</p> <p>今後、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が求められていることから、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業と連携して介護予防に取り組む必要があります。医療介護データの分析により高齢者の健康課題を把握し、フレイル対策等の介護予防の取組と併せて疾病予防・重症化予防の取組を行っていくことができるよう、後期高齢者担当課や地域の医療関係団体等と連携を図ります。</p>
高齢者の交流の機会づくりの推進	<p>高齢者交流事業(ゆったりカフェ)を定期的実施することで、高齢者に集いの場を提供し、孤立・閉じこもり等を防止するとともに、介護予防の普及・啓発などを進めます。また、高齢者が気軽に参加できるよう、身近な交流の場の情報をまとめた「いわで交流マップ」について、広報などを通じ周知を図ります。</p>
地域における自主的な介護予防活動の推進	<p>身近な地域で自主的・継続的に介護予防活動に取り組むことができるよう、シニアエクササイズ教室修了生による自主グループの育成を図ります。</p> <p>また、自主グループ活動の継続・充実のため、体力測定結果の経年比較を行い、定期的な講師の派遣をはじめ、参加促進に向けた活動の周知などの支援に取り組んでいきます。</p>
介護予防を通じた住民主体の通いの場づくり	<p>岩出げんき体操応援講座、岩出げんき体操サポーター養成研修等を通じて、保健師や管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士等の医療専門職の関与を得ながら、通いの場の新規立ち上げ支援や通いの場のリーダーとなれる人材を育成します。</p> <p>生活支援コーディネーターや他課と連携し、通いの場の把握に努め、高齢者の誰もが参加でき、人と人とのつながりが持てるように支援します。また、交流型の通いの場に対して、岩出げんき体操簡易版「シニア、さくっと運動」等の簡単にできる運動の普及啓発を行い、運動に取り組む人を増やします。</p>



(2) 健康づくりの推進

生涯にわたる健康づくりを支援し、明るく、活力と生きがいのある高齢期が迎えられるよう生活習慣病予防や健康づくりなどの取組を推進し、健康寿命の延伸をめざします。

取組の方向	主な内容
健康意識の向上	現役世代から自己の健康管理に対する意識を高め、介護予防につなげていくため、健康教育や健康相談などの各種保健事業を推進するとともに、健康づくりサークルや各自主グループの活動など、市民自らが行う健康づくり活動を支援します。
各種検診・健診等を通じた健康づくりの推進	<p>脳血管疾患などの生活習慣病の発症や重症化により、要支援・要介護状態となることを防止するためには、日常からの健康づくりや早期発見・早期治療を促すことが重要であることから、特定健診等の積極的な受診勧奨を行うなど、保健事業の取組を推進します。</p> <p>なお、特定健診及び特定保健指導については、生活習慣病を予防するための取組として周知し、受診率の向上と利用推進に努めます。</p> <p>また、疾病の早期発見・治療を主眼としたがん検診等の各種検診の充実と受診率の向上に努めるとともに、検診後のフォロー体制の強化と各種健康相談、健康教育及び訪問指導の充実を図ります。</p>
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	フレイル予防に重要な「運動、口腔、栄養、社会参加」などの観点から高齢者の保健事業と介護予防を一体的に行い、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、疾病予防と重度化防止の促進をめざします。

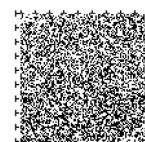


(3) 高齢者の生きがいがづくりと社会参加の促進

高齢者の生活状況や意向等アンケート調査では、「生きがいあり」は52.0%と半数を超えていますが、「思いつかない」も38.9%と4割近く回答しています。高齢者の生きがいがづくりを進めることは、高齢者自身の生活の質（QOL）の向上や身体機能維持、社会参加の促進につながるだけでなく、活力のある地域づくりにもつながります。

高齢者の生活状況や意向等アンケート調査では、地域住民によるグループ活動への参加意向（「是非参加したい」と「参加してもよい」との合計）が54.9%と半数を超えています。高齢者が活力のある生活を送ることができるよう、高齢者の多様なライフスタイルやニーズに対応した社会参加の機会づくりを進めます。また、老人クラブの活動の促進やシルバー人材センターへの支援に取り組みます。

取組の方向	主な内容
老人クラブの活動の推進・充実	高齢者の生きがいや社会参加の場として、自由で親しみのある、より開かれた老人クラブに向けて、老人クラブ連合会や単位クラブの自立、自主性を高めるとともに、各種の地域活動等への参加を促進するなど、老人クラブの活動の推進・充実に努めます。
シルバー人材センターの活動を通じた高齢者の社会参加の促進	高齢者が就労を通じて地域社会の担い手として活躍し、生きがいのある生活を送ることができるよう、働く意欲のある高齢者に対して就労の場を提供するシルバー人材センターの円滑な運営を促進し、高齢者がこれまで培ってきた技能や経験を活かせる就労の機会の確保に努めます。
敬老行事の推進	高齢者を敬愛する気持ちをより一層高め、長寿を祝うことを目的とした「敬老会」や、百歳以上の高齢者に対して、自宅等を訪問しお祝いを贈呈する「ふれあい訪問」を実施しています。今後も高齢者が気軽に参加し、楽しんでいただける場として、持続可能な体制づくりに取り組んでいきます。

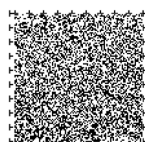


【老人クラブ、シルバー人材センター、敬老行事の実績】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	
老人クラブ	60歳以上人口	14,985人	15,358人	15,665人	
	会員数	2,021人	2,140人	2,071人	
	加入率	13.48%	13.93%	13.22%	
シルバー人材センター	会員数	493人	527人	502人	
	平均年齢	71.2歳	71.7歳	72.3歳	
敬老行事	敬老会	対象者	5,913人	6,079人	6,288人
		出席者	2,603人	2,647人	開催中止※
		出席率	44.02%	43.54%	-
	ふれあい訪問	対象者	19人	25人	24人

※ 令和2年度における敬老会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催は中止となったが、高齢者の長寿をお祝いするため、また新型コロナウイルスにより影響を受けている市内飲食業の活性化を図るため、市内各公共施設等でお弁当等をお渡しした。

取組の方向	主な内容
地域活動やボランティア活動等を通じた高齢者の社会参加の促進	高齢者を含めた多くの住民の地域活動やボランティア活動に対する理解と関心を深め、活動のきっかけづくりとなる講座を開催しています。また、社会福祉協議会が開催する講座や研修等に関する情報及び、住んでいる地域や福祉に興味・関心を持ってもらえるよう、広報紙等を活用して、ボランティア活動や地域福祉活動の紹介など、情報提供に努めます。
生涯学習の推進・生涯スポーツの充実	生涯活動を単に教育分野にとどめることなく、生涯学習推進体制の確立を図り、高齢者のニーズに即した生涯学習の充実に努めます。また、「ふれあい学級」をはじめとした生涯学習の機会を効果的に提供し、学習内容の充実に努めていきます。 高齢者に適したスポーツ、レクリエーション活動をとおして、心身の健康保持・増進を促すとともに、指導者の育成を図ります。 また、毎年、開催される市民運動会では高齢者が参加できる種目を通じて、運動の楽しさの普及に努めるとともに、ペタンク、グラウンドゴルフ等の軽スポーツの振興につながるような支援を行います。



基本目標 2 日常生活を支援する体制・仕組みの整備・強化

第7期計画の振り返り

■これまでの取組

基本目標2における具体的な取組として、利用者一人ひとりの状態に合った多様なサービスの利用を促進し、介護予防と日常生活の自立に向けた支援に取り組みました。

また、平成29年度から開始した介護予防・生活支援サービス事業として、基準緩和型サービス（サービスA）、短期集中型サービス（サービスC）の提供体制の整備を進めました。

目標(事業内容、指標等)				実績(実施内容)			
介護予防・生活支援サービスの利用見込量				介護予防・生活支援サービスの利用見込量			
	H30	R1	R2		H30	R1	R2(見込)
訪問型サービスA (人/月)	26	29	32	訪問型サービスA (人/月)	127.9	135.3	117.0
通所型サービスA (人/月)	28	33	38	通所型サービスA (人/月)	29.8	26.5	20.9
				訪問型サービスC (人/年)	1	1	3
				通所型サービスC (人/年)	7	6	6

■課題

- 訪問型サービスAは完全に定着し、移行可能な利用者はほぼすべて移行済となり、当初見込みを大幅に上回っています。一方、通所型サービスAはニーズは高くないですが、新規開設事業者に事業実施を推奨する等、今後も必要分を確保していくことが求められています。
- サービスCについては、訪問型サービス、通所型サービスともに利用実績はほぼ横ばいです。サービスCの対象となる方が適切にサービスを利用できるようケアマネジャーに対し、事業を周知していく必要があります。

(1) 高齢者福祉サービス等の充実

すべての高齢者の地域生活を支援していくためには、介護保険によるサービスの基盤整備はもとより、介護保険以外の生活支援サービスの充実を図ることも重要です。

日常生活において支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で在宅生活を継続していけるよう、介護家族への支援にも取り組むとともに、介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における介護予防・生活支援サービスや高齢者福祉サービスなどのサービスの充実を図ります。



取組の方向		主な内容
高齢者福祉サービスの推進	緊急通報体制等整備事業	65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、ひとり暮らしの重度心身障害者等に対し、緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。
	ふれあい収集事業	家庭から排出されるごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者で、一定の要件を満たす方を対象に、戸別で家庭ごみを回収する「ふれあい収集事業」を行います。
	生活管理指導短期宿泊事業	在宅での生活が困難なひとり暮らし高齢者等を、一時的に養護する必要がある場合に、養護老人ホーム等の短期間宿泊できる場所を確保し、併せて日常生活に対する指導・支援を行います。
地域支援事業における生活支援サービスの推進	「食」の自立支援事業、ふれあい給食サービス事業	在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯で調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を定期的に提供することで、食生活の安定による健康増進を図ります。
	紙おむつ支給事業	在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者を介護している家族に対し、身体的、経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者が在宅での生活を継続するための支援として紙おむつ又は尿とりパッドの一部を支給します。

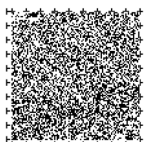
【緊急通報体制等整備事業の実績】

	平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
利用人数	125人	112人	114人

【地域支援事業における生活支援サービスの実績】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
「食」の自立支援事業	登録者数	64人	49人	41人
	延配食数	5,906食	6,847食	5,340食
ふれあい給食サービス事業	登録者数	76人	70人	80人
	延配食数	2,440食	2,494食	0食※
紙おむつ支給事業	支給者数	57人	56人	56人

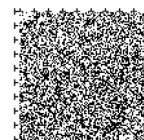
※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を中止。



取組の方向	主な内容
介護予防・生活支援サービス事業の提供体制の充実	<p>平成 29 年4月から、総合事業における介護予防・生活支援サービス事業として、介護予防訪問介護(通所介護)相当サービスと基準緩和型サービス(訪問型サービスA・通所型サービスA)を開始しました。</p> <p>また、これらのサービスに加え、理学療法士等による短期集中型サービス(訪問型サービスC・通所型サービスC)を実施することで、利用者一人ひとりの状況やニーズに対応した多様なサービスを提供しています。</p> <p>基準緩和型サービス従事者研修や事業者への研修会などの実施により、利用者一人ひとりの状態等にあつたサービスの利用を促進し、介護予防と日常生活の自立に向けた支援に取り組むとともに、必要に応じて、サービス内容等の見直しの必要性も検討していきます。</p>

【介護予防・生活支援サービス事業の内容】

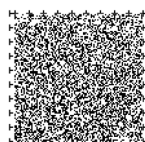
	従前相当サービス	基準緩和型サービス	短期集中型サービス
訪問型	<u>介護予防訪問介護相当サービス</u> ・身体介護 (食事・入浴などの介助) ・生活援助 (洗濯・掃除・買い物等)	<u>訪問型サービスA</u> 生活援助中心のサービス (掃除・洗濯・ごみ出し等)	<u>訪問型サービスC</u> 保健・医療の専門職等による生活機能向上のための短期集中型サービス
通所型	<u>介護予防通所介護相当サービス</u> 生活機能、身体機能の向上のための機能訓練 等	<u>通所型サービスA</u> レクリエーションを中心とした通所型サービス等	<u>通所型サービスC</u> 保健・医療の専門職等による運動機能向上のための短期集中型サービス



(2) 地域における支援体制の充実

高齢者が地域で安心して生活できるよう、支援が必要な高齢者を把握し、必要な支援に適切につなげていくための地域における日常적인見守り活動をはじめ、民間事業者等との協力による安否確認など、地域で高齢者を支える仕組みづくりに取り組みます。

取組の方向	主な内容
地域見守り協力員による見守り活動の推進	<p>民生委員・児童委員とともに地域でのさりげない見守りや声かけ、支援を必要とする高齢者の把握などの福祉活動を行う地域見守り協力員による見守り活動を推進します。</p> <p>また、地域見守り協力員は、民生委員・児童委員との協力、連携が不可欠であることから、民生委員・児童委員からの推薦などにより、協力員の確保を図ります。</p>
民間事業者による高齢者等の地域見守り協力の推進	<p>高齢者等の異変に気付いた場合の市への通報制度として、日常の業務において高齢者等の家庭を訪問する機会が多い新聞販売店や宅配事業者をはじめとする民間事業者との連携体制の拡充に努めます。</p>
高齢者の世帯調査の実施	<p>民生委員・児童委員により、年1回、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等を対象に世帯の状況調査を行い、見守りが必要な高齢者を把握し、見守りにおける関係機関との連携強化と適切な支援につなげます。</p>
避難行動要支援者支援制度の推進と強化	<p>災害が発生した際に、高齢者や障害のある人など自力で避難することが困難な方に、事前に同意をいただき、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の避難支援等関係者に名簿で情報提供を行う「避難行動要支援者支援制度」の周知及び登録を進めます。平常時から名簿情報の提供を行うことで、地域による日常적인声かけや見守り等につなげ、災害時の避難体制の強化に努めます。</p>
災害時における地域の安心確保等に関する協定	<p>災害発生時に、高齢者や障害者等の一般避難所や在宅での生活が困難な方を支援するため、市内にある老人福祉施設等と協定し、福祉避難所の指定を行うとともに、受入先の拡充を図ります。</p>



基本目標 3 高齢者の自立と尊厳を支える介護サービスの提供

第7期計画の振り返り

■これまでの取組

基本目標3における具体的な取組として、介護保険の理念である個人の「尊厳の保持」や「自立支援・重度化防止」を念頭においたケアマネジメントが実施できているかについて多職種協働で行う自立支援型地域ケア個別会議を実施し、検討を行いました。

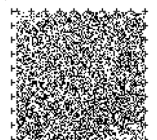
また、受給者を適切に認定し、受給者が必要とする過不足のないサービスを提供できるよう介護給付の適正化を推進しました。具体的には、①認定調査状況チェック、②事業所職員の資質向上を目的とした研修会の開催、③介護給付費利用明細書の送付による利用者のチェック、④ケアマネジャーの資質向上を目的としたケアプランチェック、⑤住宅改修等の点検、⑥国保連合会から送付される資料を基にした介護保険サービス事業者の指導を実施しました。

目標(事業内容、指標等)				実績(実施内容)			
自立支援型地域ケア個別会議				自立支援型地域ケア個別会議			
	H30	R1	R2		H30	R1	R2(見込)
開催数(回)	12	24	24	開催数(回)	12	23	18※
検討事例数(件)	36	72	72	検討事例数(件)	33	62	36
介護給付の適正化				介護給付の適正化			
①認定調査票提出時、事務担当により記載内容に誤りが無いかチェック				①認定調査票提出時、事務担当により全件チェックを実施(H30～R2)			
②事業所職員の資質向上を目的とした研修会を2市合同により年2回開催				②研修会を2市合同により年2回開催(H30:2回、R1～2:各1回)			
③介護給付費利用明細書を年4回利用者あて通知				③年4回利用者あて通知(H30～R2)			
④市内居宅介護支援事業所に対し、ケアプランチェックを年5件実施				④ケアプランチェックを面談形式で年6件実施(H30:5件、R1～2:6件)			
⑤住宅改修等の事前申請・本申請時、事務担当による申請内容の点検				⑤事前申請・本申請時に事務担当で写真等により全件点検を実施(H30～R2)			
⑥国保連合会から送付される資料を基にした医療情報との突合及び縦覧点検チェック及び介護サービス事業者の指導				⑥医療情報との突合チェックを年4回、縦覧点検を6帳票について全件実施し、事業者への指導を行った(H30～R2)			

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため6回中止

■課題

- ケアマネジャーに自立支援のケアマネジメントが定着していない状況ですが、ケアマネジャーのアンケート結果から、「自立支援の理念は理解しているが実践できているかは自信がな



い」という回答が多いことが把握できています。今後は、その理由について明確にし、その内容をケアマネジャーの研修会の内容に反映させていく必要があります。また、引き続き介護予防サービスの計画立案やアセスメント力を高め、自信をもって自立支援に向けたケアマネジメントができるよう研修会の内容を検討していくことが必要です。

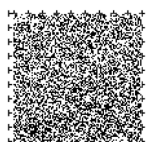
- 地域ケア個別会議の助言が更新プランに反映されているかの評価ができていないため、評価体制を構築する必要があります。今後、検討された方向性がケアプランに反映されるよう、検討後の議事録の速やかな提供と、1回2事例とし、各事例のチェック体制を充実させる必要があります。
- ケアプランチェックについては、令和元年度から面談形式（3件）を2回開催とし、計6件行いました。専門の講師、保険者（市）、県（振興局）、地域包括支援センター合同による多面的なチェックを行い、管内のケアマネジャーに対し内容の濃い指導を行うことができています。その場で総括としてケアマネジャーの理解度を確認し、再提出が必要と判断した場合、ケアマネジャーに指摘事項を説明し、ケアプランを見直していただくことで理解度を深めています。

（1）自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメントと介護サービスの基盤整備の推進

高齢者が自分らしく安心して在宅生活を継続していくためにも、高齢者一人ひとりや介護家族の状況を踏まえて、自立支援・重度化防止の考え方を取り入れたケアマネジメントを推進します。

また、高齢者の自立と尊厳を支えるとともに、介護家族の不安や負担の軽減に向けて、介護サービスの基盤整備に努めます。

取組の方向	主な内容
自立支援・重度化防止の考え方を取り入れたケアマネジメントの推進	自立支援・重度化防止の考え方を推進するため、市や地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護サービス事業者、専門職等の多職種が協働する「自立支援型地域ケア個別会議」を年24回開催するとともに、リハビリテーションに関する専門職等と連携し、通所系や訪問系のサービス事業所の介護職員への助言を行い、自立支援型ケアマネジメントを定着させます。
介護サービスの基盤整備	高齢者一人ひとりや介護家族の状況に応じた介護サービスを提供できるよう、介護サービスの普及・促進や介護サービスの基盤整備に努めます。
リハビリテーションの提供体制の充実	医師またはリハビリテーション専門職が多職種と連携しながらリハビリテーションを行うことで、高齢者の心身の維持回復を図ります。 また、リハビリテーション提供の実施状況を把握し、リハビリテーションの提供体制の充実に努めます。

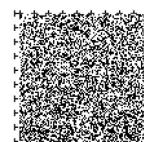


(2) 介護サービスの質の向上と介護人材の確保・育成

要支援・要介護認定者や認知症高齢者、医療を必要とする高齢者の増加に伴い、抱える問題も多様化・複雑化しており、様々なニーズに対応していくことが重要となっています。

本市では、住み慣れた地域で継続して生活できる体制づくりに向けて、介護サービスを提供するために必要な人材の確保に努めるとともに資質の向上を図ります。

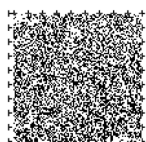
取組の方向	主な内容
介護職員の人材育成・資質向上	<p>介護サービス利用者のニーズに応じた適切なサービスが提供されるよう、ケアマネジャーを対象とした研修会を実施します。また、介護支援専門員協会と連携しながら介護職員に対する研修会を定期的に行い、介護職員の人材育成・資質向上に取り組みます。</p> <p>今後も地域包括支援センターを中心に、ケアマネジャーからの相談等にきめ細かく対応するとともに、支援困難ケースへの対応等を通じてケアマネジャーに対する支援を進めます。</p>
サービス事業者への指導・助言	<p>介護サービス事業所の増加、多様な事業主体の介護市場への参入に伴い、介護サービス事業所の適正な運営の確保が重要であり、市が指定権限を有する地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業、居宅介護支援を提供する事業所に対して適切に指導・監督を行っていきます。</p>
介護サービスの人材の確保・育成	<p>介護予防・日常生活支援総合事業における基準緩和型サービスの担い手を確保できるよう従事を希望する方や高齢者支援に興味がある方を対象に従事者研修を実施し、人材の確保への取組を進めるとともに、人材を募集している介護サービス事業所を募り、研修受講者に一覧を配布することで、介護サービス事業所とのマッチングを推進していきます。</p> <p>さらに、介護サービスの人材の確保のため、介護事業者へ介護職員処遇改善加算等の取得を働きかけるとともに、介護職員の負担を軽減する補助金等について、国の動向に注視し、必要な情報提供を行っていきます。</p>



(3) 介護サービスの利用者支援の充実

介護サービス利用者やその家族等が質の高いサービスを適切に選択し、安心して利用ができるよう、介護保険制度や介護サービス等に関する情報を提供するとともに、利用に関する相談支援や利用にあたっての負担軽減を図り、介護サービスの利用を支援します。

取組の方向	主な内容
介護保険制度及び介護サービスに関する情報提供	<p>介護保険制度の理解を進めるため、制度の一般的な内容を記載したパンフレットの窓口配布や、介護保険料通知などの際にリーフレットを送付します。</p> <p>また、広報やウェブサイトなどの様々な媒体を通じ、介護保険制度に関する情報提供に積極的に努めます。</p>
介護サービス利用に関する相談支援体制の充実	<p>介護保険制度に関する問い合わせや相談に適切に対応するほか、地域包括支援センターを軸とし、介護保険だけではなく高齢者の総合的な相談に応じることができる体制づくりに努めるとともに、介護者(ケアラー)が介護をしながら仕事などを続けられるよう、介護サービスの適切な利用促進や介護休業制度等の情報提供に努めます。</p> <p>また、介護保険サービスの利用に関する苦情・相談については、国民健康保険団体連合会や和歌山県の指導担当部局と連携を図り、適切に対応していきます。</p>
社会福祉法人等による利用者負担軽減措置制度の活用の促進	<p>低所得者の介護保険サービスの利用が困難にならないよう、社会福祉法人等による生活困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担軽減措置が行われています。今後も制度の利用を促進するため、周知を図っていきます。</p>



(4) 介護保険制度の適正・円滑な運営

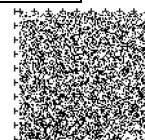
介護保険制度の公平性・持続可能性を確保するため、適切な認定調査と認定審査を実施するとともに、介護給付の適正化に積極的に取り組みます。また、保険料負担の公平化のため、保険料収納率の向上への取組を進めていきます。

取組の方向	主な内容
適切な認定調査と認定審査の実施	<p>介護保険制度での要介護認定は、保険給付の基準となり、公平性を求められるなど、大変重要な位置にあります。</p> <p>適切な認定調査、認定審査を実施するため、研修等を通じ、認定調査員、介護認定審査会委員の資質向上を図ります。</p> <p>また、調査にあたり、本人の日常の状態を的確に説明できる方の同席を可能な限り勧め、対象者一人ひとりの状態を認定調査に正確に反映させるように努めます。</p> <p>介護認定審査会については、平成 29 年度から引き続き4つの合議体で運営しています。介護認定審査会の委員は、医師、歯科医師、薬剤師及び保健・福祉関係者の計 20 名により構成されています。</p>

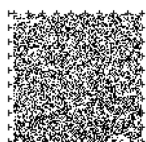
【岩出市介護認定審査会の状況】

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(見込)
認定審査件数	2,469 件	2,396 件	2,305 件
審査会開催数	84 回	80 回	77 回

取組の方向	主な内容
介護給付の適正化の推進	<p>受給者を適切に認定し、受給者が必要とする過不足のないサービスを介護サービス事業者が提供することは、介護保険制度への信頼感を高めるとともに、持続可能な制度の構築に必要不可欠となっていることから、以下の事業を実施し、介護給付の適正化を図ります。</p> <p>①認定調査状況チェック</p> <p>認定調査票の内容について、全件チェックを行い、適正な介護認定につなげます。</p> <p>②事業所職員の資質向上を目的とした研修会の開催</p> <p>適切なサービス提供がなされるよう、介護支援専門員や介護職員を対象とした研修会を開催します。</p> <p>③介護給付費利用明細書の送付による利用者のチェック</p> <p>すべての受給者に対して、サービスの利用状況等を年4回通知し、受給者と事業者に対して適切なサービス利用を啓発します。</p> <p>④ケアマネジャーの資質向上を目的としたケアプランチェック</p> <p>ケアマネジャーが作成したケアプランについて、専門の講師を交えたケアプランチェックを行い、一人ひとりの利用者に向けた適切</p>



取組の方向	主な内容
	<p>なケアマネジメントが行われたプランが作成されているか点検します。</p> <p>⑤住宅改修等の点検 住宅改修の見積書や現場写真の確認により、不適切な住宅改修となっていないか施工状況を点検するとともに、必要に応じて実地調査を行います。また、地域ケア個別会議等の場を活用し、福祉用具貸与計画の妥当性について検討を行います。</p> <p>⑥国保連合会から送付される資料を基にした介護保険サービス事業者の指導</p> <p>⑦医療情報との突合 受給者の入院情報などの医療情報と介護給付の情報を突合し、不適切な請求や重複請求のチェックを行います。</p> <p>⑧縦覧点検チェック 複数月の介護報酬の支払状況を確認し、整合性や請求誤りについてのチェックを行います。</p>
<p>保険料負担の公平化の推進</p>	<p>介護保険は高齢者の介護を社会全体で支え合う制度であり、保険料負担の公平化や介護保険財政の安定的な運営のため、保険料収納率の向上が求められています。</p> <p>保険料収納率の向上のため、保険料決定通知書に介護保険制度のリーフレットを挿入し、制度への理解と納付意識を高めるとともに、未納者への個別相談、督促状や催告状の送付、必要に応じて滞納処分を実施するなど保険料負担の公平化に取り組みます。</p>



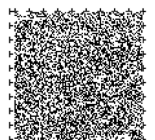
基本目標 4 在宅医療と介護の連携強化

第7期計画の振り返り

■これまでの取組

基本目標4における具体的な取組として、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療と介護の関係者の連携を推進しました。平成30年度から一般社団法人那賀医師会（在宅医療サポートセンター）に委託し、実施しています。

目標(事業内容、指標等)	実績(実施内容)																
(ア) 地域の医療・介護の資源の把握 (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討 (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援 (オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援 (カ) 医療・介護関係者の研修 多職種連携強化研修会を実施	・地域の医療機関等に対して、在宅診療登録の意向等の調査を行いリストアップを実施。 ・在宅医療サポートセンターの相談内容から出てくる課題に対応。 ・地域介護関係者が参画する部会活動(介護保険施設部会、訪問看護部会、栄養部会、介護支援専門員部会)の支援を実施。 ・那賀圏域における入退院支援のための情報共有ツール「入退院時情報提供書」の周知、活用を推進。 ・在宅医療介護に関する相談窓口を設置し、地域住民や医療介護関係者からの相談に対応。 多職種連携強化研修会																
<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;"></th> <th style="width:20%;">H30</th> <th style="width:20%;">R1</th> <th style="width:20%;">R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数(回)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		H30	R1	R2	実施回数(回)	1	1	1	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;"></th> <th style="width:20%;">H30</th> <th style="width:20%;">R1</th> <th style="width:20%;">R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施回数(回)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		H30	R1	R2	実施回数(回)	1	1	1
	H30	R1	R2														
実施回数(回)	1	1	1														
	H30	R1	R2														
実施回数(回)	1	1	1														



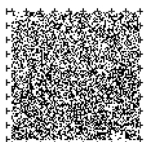
目標(事業内容、指標等)				実績(実施内容)									
(キ) 地域住民への普及啓発 市イベントにて、在宅医療サポートセンターの事業内容の啓発				市イベントにて、在宅医療サポートセンターの事業内容の啓発									
					H30	R1	R2		H30	R1	R2		
実施回数(回)				2	2	2	実施回数(回)				2	2	0※
(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係自治体の連携				※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止									
				・県内の在宅医療サポートセンターと情報交換を実施(H30)									

■課題

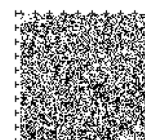
- 那賀圏域の医療と介護の連携において、各職種と診療所を含む医療機関の医師に対して、また、診療所間において連携が取りにくいという意見があるため、今後は多職種連携強化研修等を通して、顔の見える関係の構築が必要です。
- 地域住民が適切な在宅療養を継続するために「終末期ケアの在り方」や「在宅での看取り」について理解することが重要であるため、住民に対して啓発を行う必要があります。

(1) 包括的かつ継続的な在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築

高齢化が進行するなかで、今後、医療を必要とする高齢者の大幅な増加が見込まれています。また、病院から退院したばかりの高齢者や、難病や末期がんなどの病気を抱える高齢者が安心して在宅で必要な医療や介護を受けることができる環境の整備のためには、在宅医療と介護の連携強化が重要となっています。このため、多職種連携強化研修等や地域医療介護関係者が参画する各部会活動等を通じて医療と介護の連携強化を図ります。



取組の方向	主な内容
在宅医療と介護の一体的な提供体制の構築	<p>高齢者が住み慣れた地域で必要な医療介護サービスを受け、在宅で安心して療養できるよう、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を推進します。</p> <p>①地域の医療・介護の資源の把握</p> <p>地域住民や支援関係者に情報提供を行うため、那賀医師会、訪問看護ステーション、那賀薬剤師会、那賀歯科医師会に対して、アンケート調査(在宅登録希望の有無、受け入れ可能ケースや対応可能な処置等)を実施し、リストの見直しを行います。</p> <p>②在宅医療・介護連携の課題の抽出</p> <p>医療・介護関係者により構成される会議の開催等を通じて、地域における在宅及び在宅介護の提供に必要な関係者の連携に関する課題の把握を行います。</p> <p>③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進</p> <p>地域医療介護関係者が参画する部会活動※において、医療介護関係者が問題意識と情報を共有し、緊密なネットワークを構築し入退院の円滑な移行ができるように支援します。</p> <p>※ 病院部会、介護保険施設部会、訪問看護部会、栄養部会、介護支援専門員部会の5部会があります。</p> <p>④医療・介護関係者の情報共有の支援</p> <p>医療機関と介護事業所の連携を深めるためには互いの情報を共有することが重要であるため、医療関係者とケアマネジャーの間で、確実に引き継ぐための既存ツールの見直しを行います。</p> <p>⑤在宅医療・介護関係者に関する相談支援</p> <p>地域住民や医療・介護関係者からの在宅医療・介護に関する相談に対して窓口を設置します。</p> <p>⑥医療・介護関係者の研修</p> <p>医療・介護関係者に対し在宅医療や介護連携に必要な知識の習得や知識向上のために紀の川市・岩出市共催による多職種連携強化研修会を行います。</p> <p>⑦地域住民への普及啓発</p> <p>在宅医療・介護連携に関する地域住民の理解を深めるため、講演会を実施します。</p>



基本目標 5 安心して暮らせる住まいへの支援と住環境づくりの推進

第7期計画の振り返り

■これまでの取組

基本目標5における具体的な取組として、多様な住まいへの支援を実施しました。

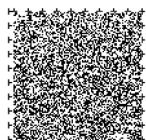
目標(事業内容、指標等)	実績(実施内容)
ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に伴い、住まいに対する高齢者のニーズも多様化しているなか、高齢者やその家族の状況やニーズに対応し、多様な住まいへの支援に努める。	<ul style="list-style-type: none">・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホームなどの住まいについて、必要な情報提供等を支援した。・在宅で自立心を持って生活できる住環境を整備するため介護保険制度での住宅改修費を補完し、生活の支援・家族の介護軽減を図った。・環境上・経済的等の理由により、居宅において援護を受けることが困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの入所措置の必要性の把握に努め、安心した生活の確保に努めた。

■課題

- 有料老人ホーム等高齢者向けの住宅等が増えていく中、高齢者やその家族の状況のニーズが多様化しているため、変化していく多様な住まいに対応した支援が求められています。

(1) 多様な住まいへの支援

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加に伴い、住まいに対する高齢者のニーズも多様化しています。高齢者やその家族の状況やニーズに対応し、多様な住まいへの支援に努めます。



取組の方向	主な内容
住まいに関する情報提供等の支援	本市内で増加する有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、軽費老人ホーム(ケアハウス)など的高齢者が安心して居住することができる住まいについて、必要な情報提供等を支援していきます。
高齢者の住環境整備の支援	要支援・要介護認定を受けた在宅の高齢者が属する一定の低所得者世帯に対し、在宅で自立心をもって生活できる住環境を整備するために必要な経費を補助することで、介護保険制度における住宅改修費を補完し、生活の支援・家族の介護軽減を図ります。
養護老人ホームへの入所措置の実施	養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において援護を受けることが困難な高齢者が入所する施設です。今後も、入所措置の必要性がある高齢者の把握に努め、安心した生活の確保に努めます。

【市内にある高齢者向けの住宅等における施設数（定員）】

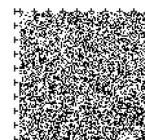
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有料老人ホーム	12 か所 (420 人)	12 か所 (420 人)	12 か所 (420 人)	12 か所 (420 人)
サービス付き高齢者向け住宅	4 か所 (122 人)	4 か所 (122 人)	4 か所 (122 人)	4 か所 (122 人)
軽費老人ホーム(ケアハウス)	2 か所 (100 人)	2 か所 (100 人)	2 か所 (100 人)	2 か所 (100 人)

※ 県内での本市における認定者数に占める割合は一番高く、比較的充足している状況であると考えられる。

(2) 安全・安心な住環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進し、安全・安心な住環境づくりを進めます。

取組の方向	主な内容
公共施設や道路環境等の整備	公共施設等のバリアフリー化を進めるとともに、新設、改修する際には、ユニバーサルデザインを推進します。 また、既存道路の歩道設置や交差点の改良等を行い、歩行者の安全確保を図ります。
安全で円滑な移動手段の確保	日常生活や社会参加における利便性が向上するよう、関係機関と連携を図りながら、交通手段の確保に向けた検討を行うとともに、既存の路線バス・市内巡回バスの周知に取り組みます。 また、65 歳以上の高齢者に市内巡回バスの無料パス(あいあいカード)を発行することにより、高齢者の移動手段の確保に努めています。



基本目標 6 認知症施策の充実

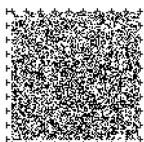
第7期計画の振り返り

■これまでの取組

基本目標6における具体的な取組として、認知症サポーターの養成とサポーター活動支援のための認知症サポーターの会の実施、認知症等により行方不明になった高齢者等の早期発見に向けた仕組みの充実に努めました。

認知症の早期発見、早期対応として認知症初期集中支援チームが家庭訪問等を行い、適切な医療や介護サービスにつながるよう支援しています。認知症家族の支援として、介護負担や精神的負担を軽減する場として「認知症の人と家族の相談交流会」を実施していましたが、令和2年度からは、「認知症の人と家族の相談交流会」を廃止し、「認知症カフェ事業」に移行し、家族支援を行っています。

目標(事業内容、指標等)				実績(実施内容)			
認知症サポーター養成講座				認知症サポーター養成講座			
	H30	R1	R2		H30	R1	R2(見込)
サポーター数(人)	1,140	1,260	1,380	サポーター数(人)	1,242	1,804	2,083
				※ R1 から小学生を対象としたキッズサポーター養成を実施			
認知症サポーターの会				認知症サポーターの会			
	H30	R1	R2		H30	R1	R2
延参加者数(人)	12	14	17	延参加者数(人)	24	35	0※
※ 「認知症サポーターの会」とは、認知症サポーターフォローアップ研修を受講し、地域でサポーターとして活動の意思のあるサポーターで結成した会である。				※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止			
認知症初期集中支援チーム				認知症初期集中支援チーム			
	H30	R1	R2		H30	R1	R2(見込)
対応件数(件)	3	6	9	対応件数(件)	3	3	3
認知症の人と家族の相談交流会				認知症の人と家族の相談交流会			
	H30	R1	R2		H30	R1	R2
延参加者数(人)	20	21	-	延参加者数(人)	15	14	-
※ R2 から認知症カフェに移行							



目標(事業内容、指標等)				実績(実施内容)			
認知症カフェ				認知症カフェ			
	H30	R1	R2		H30	R1	R2
実施数(か所)	-	-	1	実施数(か所)	-	-	1
見守り愛ネットワーク事業※				見守り愛ネットワーク事業			
	H30	R1	R2		H30	R1	R2(見込)
事前登録者数(人)	28	30	32	事前登録者数(人)	32	30	31
事業協力者数(事業所)	76	85	88	事業協力者数(事業所)	76	145	160
※ 令和元年度から「認知症高齢者等徘徊ネットワーク事業」の名称を「見守り愛ネットワーク事業」に変更しています。							

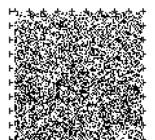
■課題

- 認知症サポーターについて、目標である年間 120 人の養成は達成できていますが、総人口に占める認知症サポーターの割合は 3.4%と県内で下から 2 番目に低い状況です（令和 2 年 3 月末現在）。今後も広報等の周知だけでなく、様々な団体等にも声をかけ、参加者を募っていくことが必要です。
- 認知症サポーターの会を開催していますが、認知症サポーターとしての活動創出が十分でないため、今後は認知症サポーターの活動の場を提供していくことが求められています。
- 認知症高齢者等が行方不明になった場合に、早期発見・保護につなげるため、引き続き、市民への周知と事業協力者を増やす必要があります。

(1) 認知症に関する知識・理解の醸成

地域全体で認知症高齢者とその家族を支援する体制づくりのため、認知症サポーターの養成や認知症に関する情報・学習機会の提供を積極的に進め、認知症についての正しい知識と理解の醸成を図ります。

また、認知症サポーターについては、身につけた知識を活用するための活動の場の創出を図ります。



取組の方向	主な内容
認知症に関する知識・理解の啓発	認知症はだれもがなりうる身近なものであることから、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って過ごせるよう、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症に関する正しい知識や理解の普及・啓発を進めるとともに、「共生※1」と「予防※2」の施策を推進していきます。(認知症予防教室、認知症カフェ事業)
認知症サポーター等の養成と活動支援の充実	認知症の人やその家族を支援する理解者を養成するための認知症サポーター養成講座については、小学校等の教育現場も含め、あらゆる世代に講座を実施し、対象者の拡大を図ります。 また、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバンメイトの交流会や、認知症サポーター養成講座修了者のフォローアップ研修を実施し、サポーターの活動支援の充実を図ります。 「認知症サポーターフォローアップ研修修了者」からなる「認知症サポーターの会」の活動の場として認知症カフェなどでのボランティア活動やチームオレンジの活動体制の構築を行います。
認知症ケアパスの普及・活用	認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいか理解できるよう作成した認知症ケアパス(状態に応じた適切なサービス提供の流れ)について、認知症に関する情報を得るツールのひとつとして周知を図っていきます。 また、認知症ケアパスの内容については、適宜更新を行い、充実に努めます。

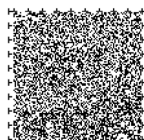
※1 「共生」とは、認知症の人が尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会とともに生きるという意味である。

※2 「予防」とは「認知症にはならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味である。

【認知症サポーター養成講座等の実績】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度(見込)
キャラバンメイト交流会	実施回数	3回	3回	1回
	参加者数	24人	21人	10人
認知症サポーターフォローアップ研修	延参加者数	-	141人	0※

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。



(2) 認知症の早期発見・早期対応に向けた体制の構築・強化

高齢者の生活状況や意向等アンケート調査では、認知症に対する不安・心配が「ある」と回答した人は、一般高齢者で 60.8%、要介護等認定者で 71.3%（「とてもある」と「どちらかといえばある」との合計）となっており、多くの高齢者が認知症に不安・心配を感じています。

認知症は、早期発見・早期対応により、進行を遅らせることができるとされており、軽度の状態から支援できる体制が求められています。

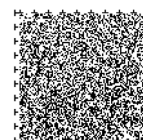
本市では、認知症ケアパスの普及や認知症地域支援推進員による活動、認知症初期集中支援チームの活動などを通じて、認知症の早期発見・早期対応を可能にする仕組みの構築・強化に努めます。

取組の方向	主な内容
認知症地域支援推進員の活動の推進	<p>認知症の専門的知識や経験を有する認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに配置し、地域の実情に応じて、医療機関・介護サービス事業所・地域の支援機関をつなぐ連携支援や、認知症の人とその家族からの相談支援の充実を図ります。</p> <p>介護従事者の認知症の人への対応力向上促進のため、認知症ケアに携わる介護従事者に対して対応力向上研修を実施します。</p> <p>また、若年性認知症については、県の若年性認知症施策と連携し、適切な支援を行っていきます。</p>
認知症初期集中支援チームによる専門的な支援体制の構築・強化	<p>初期の段階で医療と介護の連携のもとに、認知症の人とその家族に適切な支援を行うため、「認知症初期集中支援チーム」による認知症の早期発見・早期対応に向けた支援に努めます。</p>

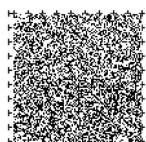
(3) 認知症高齢者とその家族を支える体制の充実

認知症高齢者に対する見守り活動をはじめ、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、認知症高齢者やその家族にやさしい地域づくりを進めます。

取組の方向	主な内容
行方不明等高齢者等の早期発見に向けた仕組みの充実	<p>見守り愛ネットワーク事業により認知症高齢者等が行方不明になった場合に行政、警察、介護サービス事業所、関連機関等が連携し、早期に発見・保護できるよう、協力体制の構築・強化を図ります。</p> <p>また、事業の周知を図り、支援が必要な方を事業につなげるとともに、事業協力者の拡大を図ります。</p>
地域における認知症高齢者の支援体制の構築・強化	<p>地域において認知症高齢者やその家族が安心して暮らせるよう、地域住民や民生委員・児童委員、地域見守り協力員、民間事業者などによる声かけや見守り、安否確認等を行う体制の充実を図ります。</p>



取組の方向	主な内容
<p>家族介護者などへの支援の充実</p>	<p>認知症カフェ事業では、家族の介護負担やストレス軽減を図るため、認知症介護の経験者等との交流や、認知症サポート医などの専門家による講話などを実施します。</p> <p>認知症の人が住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活を送れる環境を整備し、認知症の人やその家族を支えていく地域づくりをめざします。</p>



基本目標 7 地域包括ケアシステムの推進に向けた基盤の強化

第7期計画の振り返り

■これまでの取組

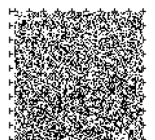
基本目標7における具体的な取組として、地域包括ケアシステムの推進の中核である地域包括支援センターにおいては、職員の資質の向上に努めるとともに、地域の関係機関等と連携を図ることで体制強化を図りました。

地域包括ケアシステムの実現に向け、地域ケア会議（圏域レベル）を実施し、地域の高齢者を支援する関係者等と情報や課題を共有し、連携の強化に努めています。

高齢者の尊厳を保ち、個人の意思が尊重された暮らしができるよう、成年後見制度の利用支援や高齢者虐待防止に向けた広報等による周知を行いました。また、虐待等により支援が必要な高齢者に対し、民生委員・児童委員、介護サービス事業所、医療機関、警察等の関係機関と連携し、支援を行っています。

助け合い、支え合える地域づくりの推進のため設置した、高齢者を支援する関係団体等の代表者が参加する「いわで支えあい協議体」において、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）とともに、意見交換や情報交換を行いました。

目標(事業内容、指標等)				実績(実施内容)			
協議体会議				協議体会議			
	H30	R1	R2		H30	R1	R2(見込)
第1層協議体 開催回数(回)	3	2	2	第1層協議体 開催回数(回)	2	0 ^{※1}	1 (書面)
第2層協議体 開催回数(回)	4	8	8	第2層協議体 開催回数(回)	4	8	9
				※1 令和2年3月に予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 住民の方々に地域にある高齢者の交流の場を知ってもらうため、協議体において把握できた情報をまとめた「いわで交流マップ」を平成31年3月に作成、配布及び活用について等の意見交換、勉強会を実施			
生活支援サービスの担い手養成研修				生活支援サービスの担い手養成研修			
	H30	R1	R2		H30	R1	R2
実参加者数(人)	20	25	30	実参加者数(人)	29	20	9 ^{※2}
				※2 年2回の開催を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回のみ開催			



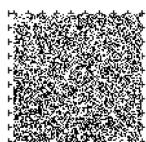
■課題

- 地域包括支援センターを認知してもらえよう、チラシ、広報等により周知を図る必要があります。
- 高齢者の生活状況や意向等アンケート調査では、「いわで交流マップ」を知っている方は17.9%、知らない方は75.7%でした。「いわで交流マップ」により地域の交流の場に参加するようになった方や交流の場づくりの取組に興味を持った方がいることから、さらに地域参加を広げるため、引き続き周知啓発を行っていく必要があります。
- 高齢者虐待防止や成年後見制度について広く地域住民にチラシや広報等をとおして周知等を行っていく必要があります。

(1) 地域包括支援センターの機能強化・拡充

高齢者や介護家族の状態に応じて、「医療」「介護」「予防」「生活支援」「住まい」のサービスが一体的に提供できるよう、地域包括ケアシステムの推進の中核を担う地域包括支援センターの機能強化を図り、相談支援やネットワークづくりを進めます。

取組の方向		主な内容
地域包括支援センターを中心とした地域における総合的な相談支援体制づくり		高齢者が安心して必要な支援を受けることができるよう、保健・医療・福祉関係者や民生委員・児童委員、ボランティア団体等との連携強化に努めます。
地域包括支援センターにおける相談支援の充実	総合相談支援・権利擁護事業	総合相談支援業務では、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくためには、どのような支援が必要かを検討し、適切なサービスや制度の選択等に係る支援を行います。 権利擁護業務については、すべての高齢者が尊厳のある安心して生活ができるよう、成年後見制度など権利擁護を目的とする制度を活用するための支援を行います。 高齢化の進行により、相談内容も複雑化しているため、職員の対応力の向上や関係機関とのさらなる連携を図ることで、総合的な相談に対応します。
	包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	地域のケアマネジャーがより円滑に活動できるよう相談支援を行うとともに、研修会や意見・情報交換会を開催し、介護支援専門員の資質向上を進めるとともに関係機関との連携が図れるよう支援していきます。
地域ケア会議の充実		地域課題の共有やネットワーク構築を目的にした「地域ケア会議」を定期的で開催することで、多職種の相互理解を促進し、顔の見える関係づくりを進めます。 また、高齢者個人に対する支援の充実を図るため「地域ケア個別会議」を定期的で開催し、多職種の協働により個別ケースの解決を図ります。



取組の方向	主な内容
	さらに、自立支援を進める体制の構築をめざし、保険者や地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護サービス事業者、専門職等の多職種が連携する自立支援型地域ケア個別会議を開催します。

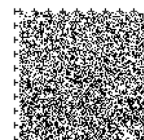
【地域包括支援センターでの相談対応件数（延件数）】

相談対応内容	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(見込)
介護保険・その他サービスに関する事	1,096 件	864 件	980 件
認知症に関する事	117 件	96 件	84 件
権利擁護に関する事	26 件	26 件	8 件
虐待に関する事	22 件	17 件	36 件
合計	1,261 件	1,029 件	1,108 件

【包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の実績】

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度(見込)
研修会	実施回数	2 回	2 回	3 回
	延参加者数	105 人	98 人	130 人
意見・情報交換会	実施回数	4 回	3 回	3 回
	延参加者数	78 人	73 人	90 人

取組の方向	主な内容
指定介護予防支援事業所としての業務の推進	要支援認定者の介護予防支援や、総合事業の介護予防・生活支援サービス対象者の介護予防ケアマネジメントを行う指定介護予防支援事業所としての業務を行います。
地域包括支援センターの運営支援と評価	<p>地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため「地域包括支援センター運営協議会」を設置し、地域包括支援センターの運営や、職員の確保、地域包括ケアに関する事等を協議するとともに、運営についての適切な評価等を行います。</p> <p>なお、「地域包括支援センター運営協議会」は、「介護保険運営委員会委員」が兼任する組織構成となっています。</p>

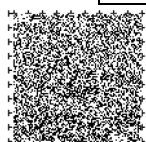


(2) 助け合い、支え合える地域づくりの推進

高齢者の生活状況や意向等アンケート調査では、今後市が取り組むべき取組について、「地域の助け合いや見守り活動の推進」と回答した人は、一般高齢者で19.4%、要介護等認定者で16.2%と他の多くの項目より少ない結果となっています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、地域で助け合い、支え合う体制が重要な基盤となります。

多様な主体が多様な支援に取り組むことができるよう、生活支援体制の整備を推進するとともに岩出市地域福祉計画との連携・整合を図りつつ、助け合い・支え合える地域づくりを積極的に進めていきます。

取組の方向		主な内容
生活支援体制整備の推進		高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活支援コーディネーターと高齢者を支援する多様な関係主体が参画した「いわで支えあい協議体」において、地域資源やニーズを把握し、意見交換、情報交換を行い、関係者間の連携強化を図ります。既存の取組、組織等も活用しながら、助け合い、支え合える地域づくりを推進します。
地域参加の促進		生活支援コーディネーターが中心となって、サロンや体操等、地域にある高齢者の交流の場を把握し、情報を「いわで交流マップ」としてまとめ、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会等の高齢者を支援する法人や団体等と連携しながら高齢者の地域参加の促進を図ります。
地域関係団体との連携	社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会は、市民が自主的意思によって行う地域福祉活動の中心的組織であり、種々の活動をとおして地域の福祉問題の解決に取り組むとともに、高齢者の生きがいづくりや社会参加活動に関するコーディネート機能を担う機関としての役割を果たしています。 今後は、地域住民が高齢者への生活支援など様々な支援に積極的に参加するための拠点としての活動が期待されることから、引き続き連携強化を図ります。
	民生委員・児童委員との連携	民生委員・児童委員は、必要に応じて支援を必要とする高齢者などの生活実態や福祉ニーズを把握し、住民の立場に立った相談や援助活動を行っています。また、支援を必要とする高齢者を関係行政機関などの相談窓口につないでいく重要な役割を担っていることから、今後も連携強化を図ります。
	老人クラブとの連携	地域に貢献する社会参加交流活動、時代の変化に適應する学習活動、心身の健康保持増進活動等を展開している老人クラブと連携強化に努め、高齢者の社会参加の促進と生きがいづくりを進めます。

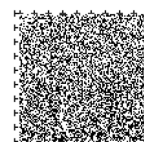


(3) 権利擁護の充実と高齢者虐待の防止

高齢者の生活状況や意向等アンケート調査では、成年後見制度の認知度は、「全く知らない」(34.4%)が「知っているが、活用していない」(27.1%)や「言葉は聞いたことがあるが、内容までは知らない」(20.2%)を上回っていて、成年後見制度の認知度を上げる必要がある状況です。

すべての高齢者が尊厳を保ち、個人の意思が尊重された暮らしができるよう、また、高齢者が人権や様々な権利を侵害されないよう、権利擁護に関する取組を強化するとともに、高齢者虐待防止対策の充実を図ります。

取組の方向		主な内容
権利擁護の取組の推進	成年後見制度の利用支援の充実	<p>民生委員・児童委員、介護サービス事業所、介護支援専門員などと連携し、成年後見制度の利用が必要な認知症高齢者等の把握に努めます。また、必要に応じて、市長による後見等開始の審判の申立権を行使することにより、成年後見制度の利用支援を図ります。</p> <p>また、広報等の媒体を活用した啓発や、高齢者を支援している関係者への研修や情報提供を通じて、制度の周知を図ります。</p>
	日常生活自立支援事業との連携強化	<p>高齢者の判断能力の程度に応じて、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などを支援する日常生活自立支援事業を実施する社会福祉協議会との連携を図ります。</p>
高齢者虐待の防止		<p>高齢者虐待を防止し高齢者の尊厳を保持するため、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、地域における保健・医療・福祉等の関係機関のネットワークを構築し、人権意識の啓発はもとより、相談体制の整備や関係職員の研修など高齢者虐待の防止と早期発見・早期対応への取組を推進します。</p>
身体拘束廃止に向けた取組の推進		<p>身体拘束は、高齢者の尊厳を傷つけるのみならず、身体機能の低下を引き起こすことにもなりかねないことから、介護保険施設等では緊急上やむをえない場合を除き、身体拘束を行ってはならないとされています。介護保険施設等への啓発に努め、広く高齢者の尊厳の保持に努めます。</p>



(4) 災害や感染症対策に係る体制整備

取組の方向	主な内容
災害及び感染症対策	<p>新型コロナウイルス感染症を含め、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求めるため、介護サービス事業者への感染症対策への取組に関する情報の周知及び指導に取り組むほか、昨今の集中豪雨等の気象状況を鑑み、事業所実地指導等の場を活用し、非常災害対策計画、避難確保計画及び業務継続計画(BCP)の策定状況の確認を行い、必要に応じて助言・指導を行う等の対応を行っていきます。</p> <p>また、市が実施する岩出市地域防災訓練への参加等を周知するとともに各サービス事業所での防災訓練や避難訓練等の実施の指導も行います。</p> <p>これらの取組を進めることで、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制づくりに努めます。</p>

